

令和2事業年度
事業報告書

第18期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

独立行政法人日本芸術文化振興会

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	1
3. 法人の目的、事業内容	2
(1) 法人の目的	2
(2) 事業内容	2
4. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	3
5. 中期目標	3
(1) 概要	3
(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標	4
6. 中期計画及び年度計画	4
(1) 第4期中期計画の概要	4
(2) 令和2年度計画の概要	5
(3) 令和3年度計画の概要	5
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	6
(1) ガバナンスの状況	6
(2) 役員等の状況（令和3年3月31日現在）	7
(3) 職員の状況	7
(4) 重要な施設等の整備等の状況	8
(5) 純資産の状況	8
(6) 財源の状況	8
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	9
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	9
(1) リスク管理の状況	9
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	9
9. 業績の適正な評価の前提情報	10
10. 業務の成果と使用した資源との対比	13
(1) 自己評価	13
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	13
11. 予算と決算との対比	14
12. 財務諸表、財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	14
(1) 貸借対照表	15
(2) 行政コスト計算書	16
(3) 損益計算書	16
(4) 純資産変動計算書	17
(5) キャッシュ・フロー計算書	17
13. 内部統制の運用に関する情報	18
14. 法人の基本情報	18
(1) 沿革	18
(2) 設立に係る根拠法	19
(3) 主務大臣	19
(4) 組織図（令和3年3月31日現在）	19
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	19
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	19
(7) 主要な財務データの経年比較	20
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	20
15. 参考情報	21
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	21
(2) その他公表資料等との関係の説明	22

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人日本芸術文化振興会は、昭和41年に我が国古来の伝統芸能の保存及び振興を目的とする特殊法人国立劇場として設立されて以来、半世紀を超えてその役割を遂行してまいりました。

また、平成元年及び平成2年の法律改正により、法人の目的に、現代舞台芸術の振興及び普及並びに文化芸術活動に対する援助の二つが加わり、当振興会は我が国における芸術文化振興の中核的拠点としての使命を帯びることとなりました。平成15年には独立行政法人に移行し、5年毎に設定される中期目標、中期計画に基づき事業を行っております。

さらに、平成31年4月には日本博事務局を担うことになりました。「日本博」は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその前後の期間に実施される文化芸術の祭典です。「日本博」では、「縄文から現代」及び「日本人と自然」というコンセプトの下、リアルとバーチャルの融合により、様々な展覧会、舞台公演、文化祭等を日本全国で展開してまいります。

令和2年2月から、文化芸術活動にも、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく及んでおります。当振興会では、新型コロナウイルス感染症への対応に関する基本方針として、「生命・健康」「社会の安寧」を第一とした上で、「文化芸術の継承・振興・普及」とともに「社会への寄与」を絶やさないこと、業務の効率化・支出の抑制を徹底することを掲げました。まず、文化活動支援の公的支援機関として、助成に関する運用の弾力化等の対応に当たると共に、国の補正予算を受け、文化芸術関係者の活動継続など多角的な援助に寄与すべく力を尽くしております。一方、国立の各劇場は、令和2年2月末から6月まで、主催事業のほとんどを余儀なく中止いたしました。その後、伝統芸能の継承と現代舞台芸術の振興という使命を継続するため、感染症拡大防止への対応を万全に行った上で、様々な工夫を講じ、細心の注意を払って企画・実施に当たっております。

また、多種の分野にわたる「国立オンライン劇場 ▶つながる伝統芸能◀」の配信など、新たな試みにも挑戦しながら、お客様とのつながりを一層大切にしていきたいと思います。

当振興会の設立以来、経験したことのない厳しい状況の中ですが、伝統芸能の保存と振興、そして芸術文化の振興と普及を通じて、社会に貢献し続けることができるよう、取り組んでいく所存でございます。引き続きご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 河村 潤子



2. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」と表記します。）は、我が国の伝統芸能及び現代舞台芸術の中核的拠点として、また、文化芸術活動に対する公的支援機関として、文化芸術の向上に寄与する重要な役割を認識し、事業を推進していくことを理念としています。

役職員は、次の行動指針に則り、業務を進めてまいります。

- ・法令や社会規範を遵守し、高い倫理観を持って、社会的信頼の確保に努めます。
- ・法人の使命を自覚し、誠実で責任ある職務の遂行に努めます。
- ・安全な環境の下で、利用者サービスの向上に努めます。
- ・適切に情報を管理し、業務の効率的な遂行と質の向上に努めます。
- ・実績の継承とともに、未来に向けた創造的な取組に努めます。

詳細につきましては、振興会ホームページをご覧ください。

3. 法人の目的、事業内容

(1) 法人の目的

振興会は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的としています。(独立行政法人日本芸術文化振興会法第3条)

(2) 事業内容

1. 文化芸術活動に対する援助
2. 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演
3. 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修
4. 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用
5. 劇場施設の貸与
6. 日本博の運営・実施

伝統芸能の公開

歌舞伎「菊一座令和仇討」(令和2年1月)



現代舞台芸術の公演

バレエ「ドン・キホーテ」(令和2年10月)



文楽人形研修



オペラ研修所修了公演

「悩める劇場支配人」(令和3年3月)



伝統芸能に関する資料の活用

企画展示「国立劇場の養成事業 心と技を伝えた50年」(令和2年10月～令和3年1月)



4. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

令和2年度の文部科学省の政策体系は13の柱から構成されておりますが、振興会の各業務は以下の政策体系の下に位置づけられております。

文部科学省の政策体系 政策目標 12. 文化芸術の振興

施策目標 12-1. 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実

施策目標 12-2. 文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実現

施策目標 12-3. 文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会の実現

施策目標 12-4. 文化芸術を推進するプラットフォームの形成

役割（ミッション）

優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。

5. 中期目標

（1）概要

第4期中期目標（平成30年4月1日～令和5年3月31日）

《振興会に係る政策体系図》

1 振興会を取り巻く現状と課題

文化芸術基本法の改正

平成29年6月に、「文化芸術基本法」が改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっている。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする文化プログラムの実施等を通じて、観光振興、地方創生、経済の活性化等への貢献等も求められる中においては、振興会は、我が国の舞台芸術の魅力を世界に発信する取組を強化することが求められる。

社会情勢

少子高齢化や人口の減少等、振興会を取り巻く環境は大きく変容している。

2 振興会のミッション

- ・水準の高い活動への助成、その普及や地域性等にも配慮した幅広く多様な助成とのバランスを図り、より効果的で戦略的な支援を行うことを目標として、助成金を交付する
- ・伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、幅広く多くの人が鑑賞できるよう、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの開催等を通じて、我が国の舞台芸術の魅力を世界に示すとともに、外国人を含む新たな観客層の獲得に向け、多言語による公演や外国人向けの体験型プログラム等、伝統芸能及び現代舞台芸術の魅力を高める取組を一層強化する
- ・伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を長期的な視点に立ち効果的かつ効率的に実施する
- ・得られた成果等については、伝統芸能及び現代舞台芸術の理解と促進を図るため、幅広く提供するとともに、効果的に活用する

詳細につきましては、第4期中期目標をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標

当法人は、中期目標における一定の事業等のまとめりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名は、以下の通りです。

一定の事業等のまとめり	セグメント区分
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 文化芸術活動に対する援助	助成事業
2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	公演事業
3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	養成研修事業
4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	調査研究事業

6. 中期計画及び年度計画

第4期中期計画（平成30年4月～令和5年3月）に掲げる項目及びその主な内容と令和2年度及び令和3年度の年度計画は次のとおりです。

(1) 第4期中期計画の概要

- ・我が国における文化芸術振興の中核的拠点として、その果たすべき役割、国民の多様な関心を常に踏まえながら、多様な活動を展開し、もって芸術その他の文化の向上に寄与する。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする文化プログラムの実施等、社会を挙げて文化芸術を振興していくことが求められていることを踏まえ、積極的に活動を展開する。
- ・国民が文化芸術に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図っていくとともに、我が国の芸術水準を向上させていくため、多様な資金を活用し、芸術家及び芸術団体等が実施する活動に対し助成金を交付する。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により多大な影響を受けた文化芸術関係団体等に対し、社会的要請に基づき必要な支援を行う。
- ・伝統芸能の公開によるその適切な保存と振興、国際的に比肩し得る高い水準の現代舞台芸術の振興と普及を、継続的かつ安定的に実施していくため、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う。年間210公演程度実施する。
- ・伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及を図るため、長期的な視点に立ち効果的かつ効率的に養成・研修を実施する。
- ・伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等に資するため、調査研究並びに資料の収集及び活用を行う。
- ・劇場利用者等へのサービスその他の業務の質の向上を考慮しつつ、業務運営の効率化、組織体制の整備・強化、給与水準の適正化、契約の適正化、共同調達等の取組の推進等の取組を行い、事務及び事業の改善を図る。
- ・国民の鑑賞機会の確保と芸術活動の独創性等に十分留意した上で劇場入場料等自己収入の増加を図ること等により、計画的な収支計画による運営を図る。また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。
- ・施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上、バリアフリー化等のため、各劇場等施設について長期的な視野に立った整備計画を策定し、整備を推進する。

- ・国立劇場本館・演芸場等準町地区の施設・設備の再整備について、国立劇場再整備に関するプロジェクトチームの策定した整備計画に基づき、PFI 事業実施に向けた手続きを推進する。

(2) 令和2年度計画の概要

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその前後の期間に実施される文化プログラムの中核的事業である「日本博」の取組を推進する。
- ・助成事業では、舞台芸術創造活動活性化事業の助成制度・調査・評価の見直しを行い、電子データ応募受付を実施する。また、アーツカウンシル・ネットワーク、情報プラットフォーム活用による他組織との情報共有を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体等に対し、感染対策を行いつつ、直面する課題を克服し、活動の再開・継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援する（文化芸術活動の継続支援事業）。
- ・公演事業では、伝統芸能の公開、現代舞台芸術の公演、日本博の運営・実施を行う。実施に際しては、青少年・外国人を対象とした公演、国・地方公共団体・芸術団体・企業等との連携協力を行う。
- ・伝統芸能の公開では、歌舞伎、文楽、舞踊・邦楽・雅楽・声明・民俗芸能等、大衆芸能、能楽、組踊等沖縄伝統芸能の公演、「日本博」に関連した公演を実施する。さらに、各分野において演目の拡充を図る。
- ・現代舞台芸術の公演では、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇の公演を実施する。
- ・「日本博」については、主催・共催型プロジェクトに加え、新たにイノベーション型プロジェクトを実施する。また、「日本博」により実施される文化芸術活動等の文化的・社会的・経済的効果等を検証する。
- ・養成研修事業では、伝承者養成事業 50 周年を記念した広報活動を実施する。
- ・調査研究事業では、歌舞伎・文楽の上演年表、参考文献一覧をホームページで公開する。また、伝承者養成事業 50 周年に関連した展示を東京、大阪で実施する。
- ・国立劇場本館・演芸場等準町地区の施設・設備の再整備について、国立劇場再整備に関するプロジェクトチームの策定した整備計画に基づき、実施方針概略を策定する。

(3) 令和3年度計画の概要

- ・新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、「生命・健康」「社会の安寧」を第一とした上で、文化芸術の継承・振興・普及及び社会への寄与を継続し、当振興会に課された使命の達成に努める。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその前後の期間に実施される文化プログラムの中核的事業である「日本博」の取組を推進する。
- ・国立劇場開場 55 周年に当たり、当振興会の役割について国民の理解を得て、我が国の伝統芸能の保存と振興に資するため、記念公演等の各種記念事業を実施する。
- ・助成事業では、芸術文化振興基金について、新制度による令和 4 年度助成対象活動の募集を開始する。また、令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体等に対する支援を実施する。
- ・公演事業では、伝統芸能の公開、現代舞台芸術の公演、日本博の運営・実施を行う。実施に際しては、青少年・外国人を対象とした公演、国・地方公共団体・芸術団体・企業等との連携協力、舞台映像の動画配信を行う。
- ・伝統芸能の公開では、歌舞伎、文楽、舞踊・邦楽・雅楽・声明・民俗芸能等、大衆芸能、能楽、組踊等沖縄伝統芸能の公演、「日本博」に関連した公演を実施する。さらに、各分野において演目の拡充を図る。
- ・現代舞台芸術の公演では、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇の公演を実施する。

- ・「日本博」については、主催・共催型プロジェクト、イノベーション型プロジェクトを実施する。また、コロナ禍による新たな環境を見据えた多言語映像コンテンツの制作・発信にも力を入れた国内観光需要の喚起・インバウンド需要の回復後に資する取組を実施する。「日本博」により実施される文化芸術活動等の文化的・社会的・経済的効果等を検証する。
- ・養成研修事業では、伝統芸能の伝承者の養成、現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を実施する。
- ・調査研究事業では、ホームページで公開する資料の拡充、公演記録映像の動画配信を行う。
- ・国立劇場本館・演芸場等準町地区の施設・設備の再整備について、国立劇場再整備に関するプロジェクトチームの策定した整備計画に基づき、実施方針の策定・公表、特定事業の選定・公表を行う。

詳細につきましては、第4期中期計画、令和2年度計画及び令和3年度計画をご覧ください。

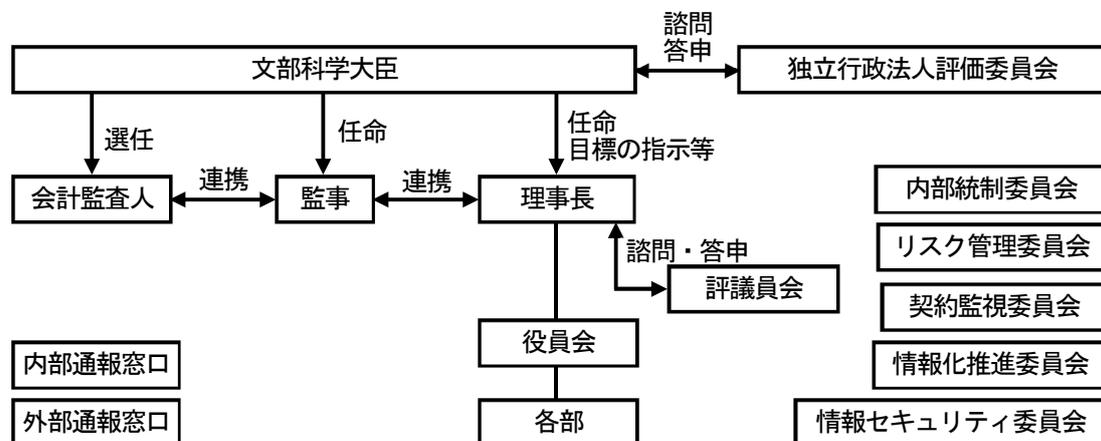
新型コロナウイルス感染症の影響により、年度計画で予定した事業については様々な変更を行っております。令和2年度の状況につきましては業務実績報告書を、令和3年度の状況につきましては振興会ホームページをご覧ください。

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① ガバナンスの体制

ガバナンスの体制は以下のとおりです。業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関しては、役員（監事を除く。）等を構成員とする内部統制委員会において審議しています。



詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

② 公文書等の管理

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）及び内規に基づいた適正な法人文書管理のため、各課における文書管理担当者の任命、標準文書保存期間基準の設定及び見直し、文書管理状況の点検を実施しています。また、文書の廃棄や文書の保存期間の延長について、法律及び内規に則した適切かつ慎重な実施がなされるよう周知徹底を行っています。

詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

(2) 役員等の状況 (令和3年3月31日現在)

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

役員の定数は、独立行政法人日本芸術文化振興会法第7条により、理事長1名、監事2名、理事3名以内とされております。理事長の任期は任命の日から中期目標期間の末日まで、理事の任期は4年、監事の任期は任命の日から当該対応する中期目標期間における最後の事業年度についての財務諸表承認日までです。また、理事長及び監事は文部科学大臣が任命し、理事は理事長が任命します。

役職	氏名	就任年月日	担当	経歴
理事長	河村 潤子 [○]	平成30年4月1日		昭和54年4月 文部省採用 平成24年1月 文化庁次長 平成26年7月 文部科学省生涯学習政策局長 平成28年1月 国立教育政策研究所長 平成28年6月 内閣官房内閣審議官転任 平成29年9月 同上退職
理事長 代理 理事	清水 明	令和元年7月10日 (令和元年10月1日)	総務企画部 基金部 新国立劇場・おきなわ部 国立劇場再整備本部	昭和59年4月 文部省採用 平成15年5月 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長 平成16年7月 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長 平成19年1月 文化庁文化政策課長 平成22年4月 宮内庁侍従 平成25年4月 文化庁長官官房政策課長 平成26年2月 国立大学法人横浜国立大学理事・事務局長 平成28年4月 国立大学法人香川大学理事・副学長 平成30年4月 文部科学省大臣官房文部科学戦略官 平成30年10月 文部科学省総合教育政策局長 令和元年7月 文部科学省退職(役員出向)
理事	大和田 文雄 [※]	平成25年4月1日 (平成27年10月1日) (令和元年10月1日)	国立劇場制作部 国立劇場営業部 国立劇場舞台技術部 国立演芸場部	昭和55年4月 国立劇場採用 平成19年10月 (独) 日本芸術文化振興会国立劇場芸能部副部長 平成20年4月 (独) 日本芸術文化振興会国立劇場芸能部長 平成25年3月 (独) 日本芸術文化振興会退職
理事	櫻井 弘 [※]	平成30年4月1日 (令和元年10月1日)	国立劇場調査養成部 国立能楽堂部 国立文楽劇場部	昭和58年10月 国立劇場採用 平成23年4月 (独) 日本芸術文化振興会国立文楽劇場部副部長 平成24年4月 (独) 日本芸術文化振興会国立文楽劇場部長 平成27年4月 (独) 日本芸術文化振興会国立能楽堂部長 平成30年3月 (独) 日本芸術文化振興会退職
監事	大石 学	平成30年9月1日		昭和62年4月 名城大学助教授 平成9年4月 東京学芸大学教育学部助教授 平成13年4月 東京学芸大学教育学部教授(～平成31年3月) 平成26年4月 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所長(～平成30年3月) 平成28年4月 東京学芸大学副学長(併) 附属図書館長(～平成30年3月)
監事 (非常勤)	藤川 裕紀子	平成27年10月1日 (平成30年9月1日)		昭和63年10月 中央新光監査法人入所 平成12年7月 藤川裕紀子公認会計士事務所所長(現在)

※氏名に○(退職公務員)又は※(独立行政法人等の退職者)のある役員については、「特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)」「公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)」に基づき公表するものです。

※「就任年月日」欄の()内は再任された年月日です。

② 会計監査人の氏名又は名称

有限責任 あずさ監査法人

(3) 職員の状況

令和3年3月末現在の常勤職員数は379人(前年度末比+29人)であり、平均年齢は44歳です。国等からの出向者は23人、公益財団法人からの出向者は4人、令和3年3月31日退職者は30人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度に完成した主要な施設等

《令和元年度補正予算繰越分》

- ・国立文楽劇場外回り等改修工事（取得原価 144 百万円）
- ・国立劇場おきなわ防災関連設備等更新工事（取得原価 55 百万円）
- ・新国立劇場 電源制御部等更新工事（取得原価 18 百万円）

② 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

《令和2年度補正予算繰越分》

- ・国立劇場再整備事業

③ 当事業年度に処分した主要な施設等

該当なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む）（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	246,713	—	—	246,713

振興会の資本金は、令和3年3月末現在で246,713百万円となっており、これは独立行政法人日本芸術文化振興会法第5条の規定に基づいて、平成15年10月1日付けで政府から振興会に出資されたもので、全額が政府出資金です。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和2年度損益計算書において当期総利益67百万円となり、利益は少額であることから目的積立金の申請は行っておりません。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳（運営費交付金、施設費、補助金、自己収入など）

令和2年度の収入決算額は54,663百万円で、その内訳は以下の通りです。

（単位：百万円）

区分	金額	構成比率
運営費交付金	11,503	21.0%
雑収入	33	0.1%
文化芸術振興費補助金	6,580	12.0%
施設整備費補助金	237	0.4%
文化資源活用事業費補助金	650	1.2%
活動継続・技能向上等支援事業費補助金	30,130	55.1%
コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金	379	0.7%
基金運用収入	1,123	2.1%
寄附金収入	155	0.3%
その他の助成事業収入	20	0.0%
公演事業収入	1,192	2.2%
公演受託事業収入	2,661	4.9%
合計	54,663	

※各金額は単位未満四捨五入のため、合計額と一致しない。

② 自己収入に関する説明（自己収入の概要、収入先等に関する簡潔な説明など）

当法人では、事業による自己収入を以下のとおり得ています。

・基金事業	基金運用収入による事業収入	1,123 百万円
・公演事業	劇場入場料等による事業収入	786 百万円
	劇場施設使用料等による事業収入	199 百万円
・受託事業	日本博受託事業収入による事業収入	2,631 百万円 ほか

（7） 社会及び環境への配慮等の状況

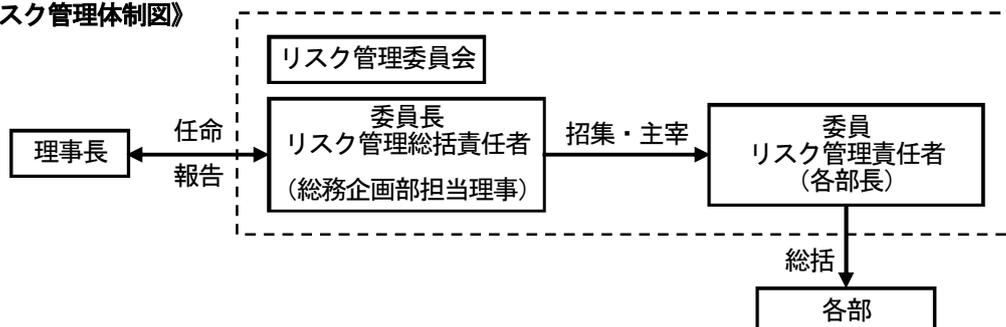
令和3年1月に「地球温暖化対策計画書」を東京都に提出。地球温暖化対策を推進するために、自らの温室効果ガスの排出量の把握に努め、東京都の削減目標に従い、組織一体で排出量の計画的削減に努めました。また、各館において、観劇環境や業務に支障のない範囲で継続的に光熱水量の節減、廃棄物の減量、コピー枚数削減を継続しております。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

（1） リスク管理の状況

リスク管理の体制は以下のとおりです。振興会の使命及び目標の達成を阻害する要因をリスクと位置付け、リスクの発生防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図るためにリスク管理委員会において審議しています。

《リスク管理体制図》



詳細につきましては、業務実績報告書又は業務方法書をご覧ください。

（2） 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

振興会で発生しうる主要なリスクは以下のとおりです。

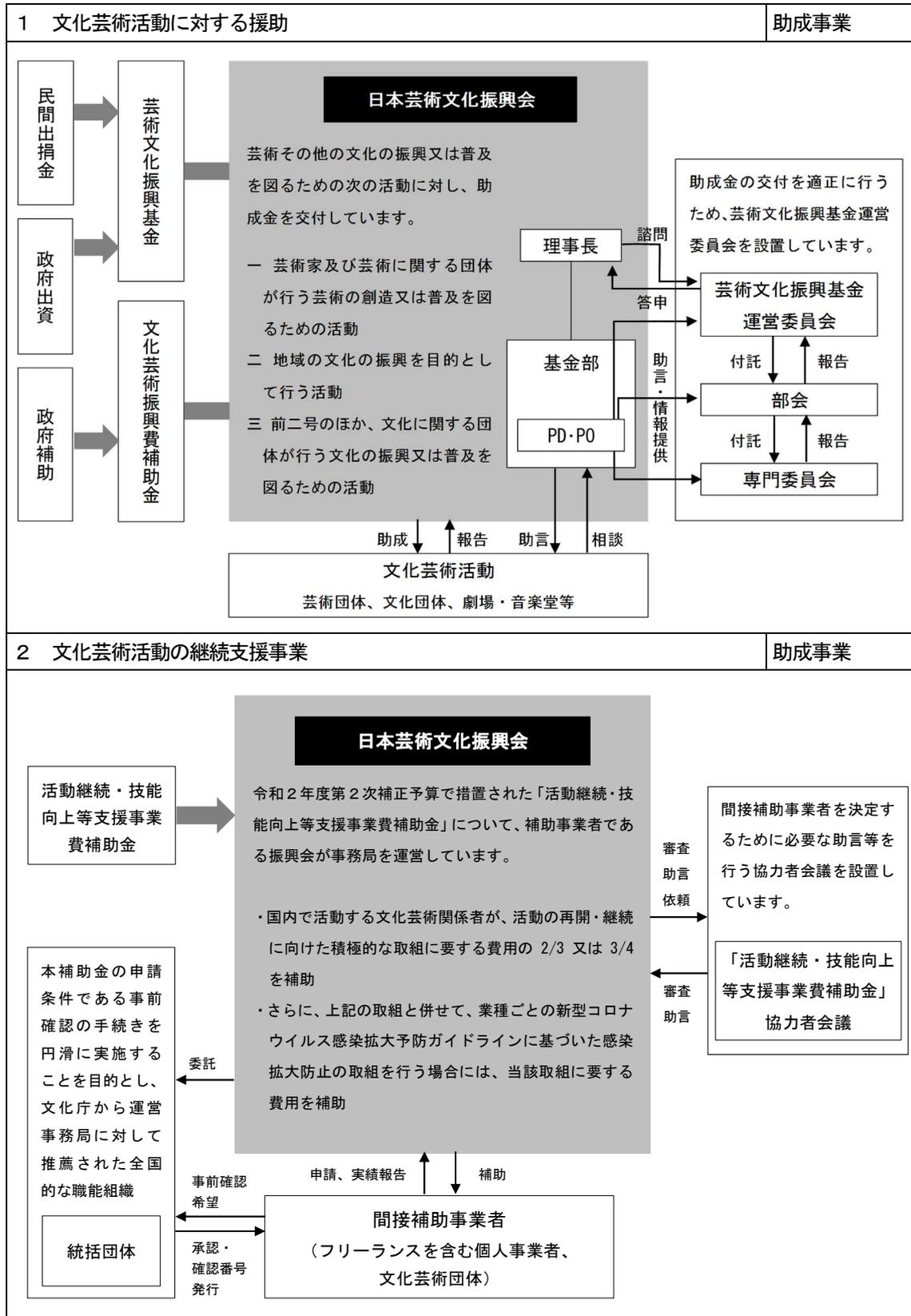
- ・自己収入の減少と支出の増加により収支に影響を及ぼすこと。
- ・国立劇場の再整備が遅延すること。
- ・伝統芸能の伝承者の養成において研修生が減少すること。

リスクに対しては、リスク管理委員会において、発生防止策、損失の最小化を図るための対策を検討しています。なお、新型コロナウイルス感染症対策については、特に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して対応しています。

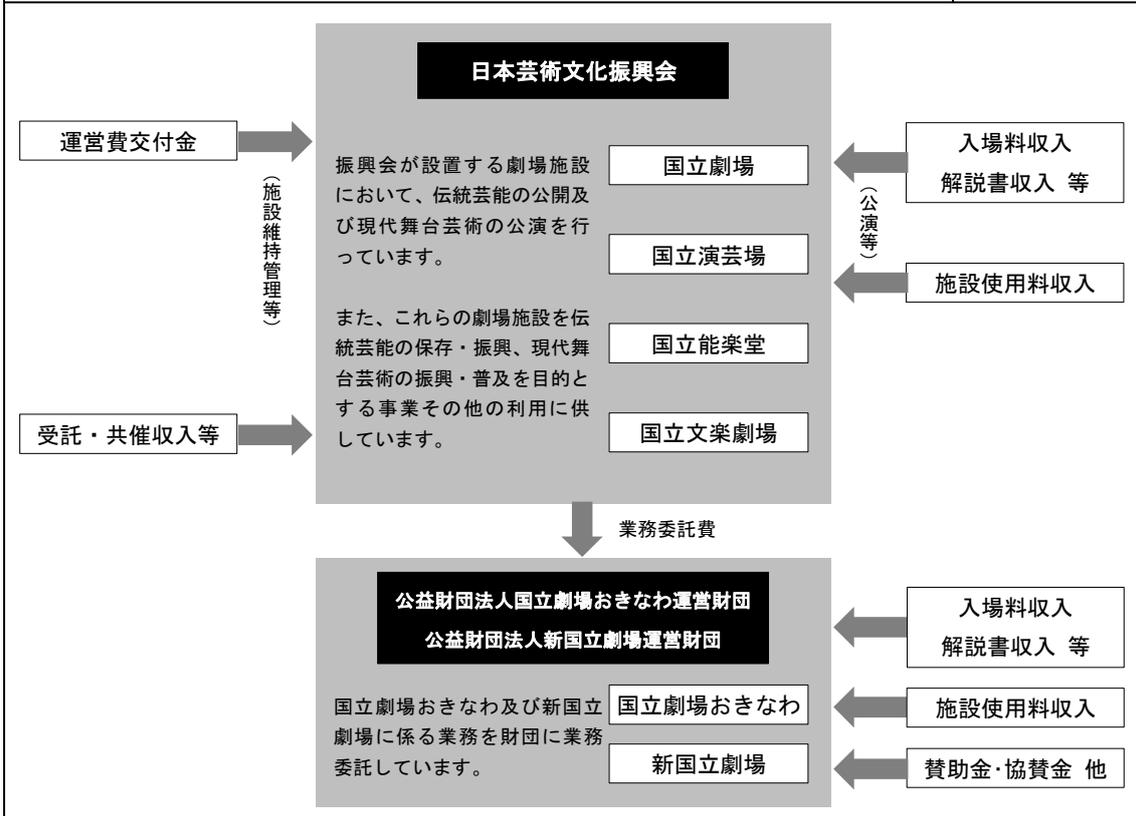
詳細につきましては、業務実績報告書又は業務方法書をご覧ください。

9. 業績の適正な評価の前提情報

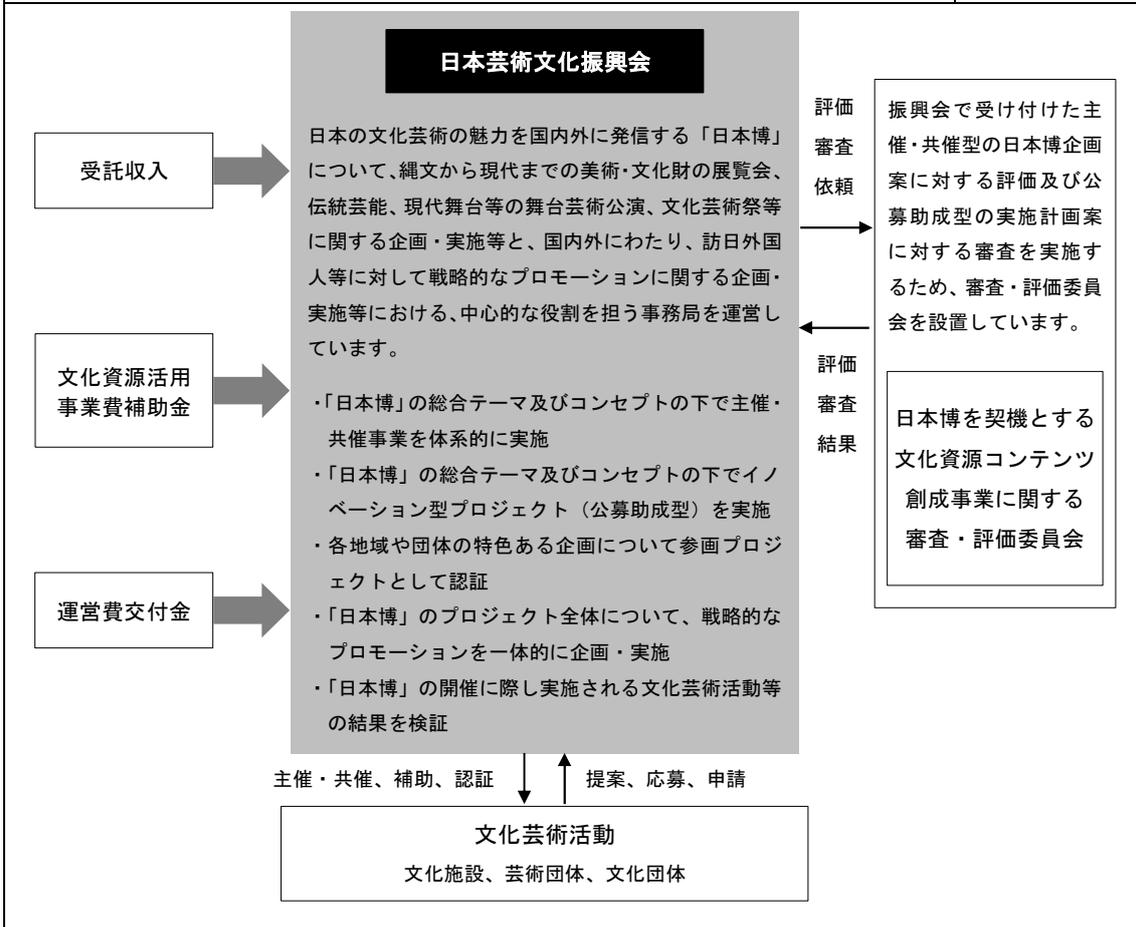
令和2事業年度の振興会の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業スキームを示します。



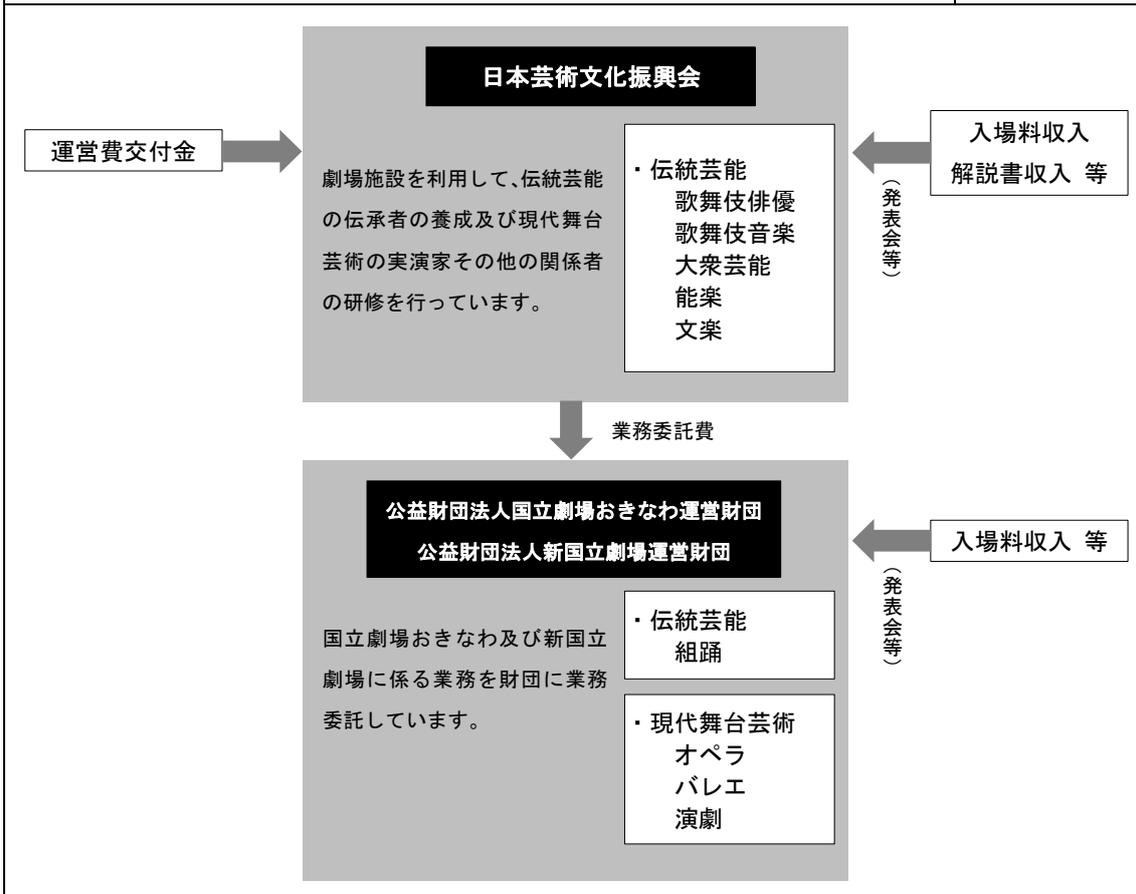
3 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演 公演事業



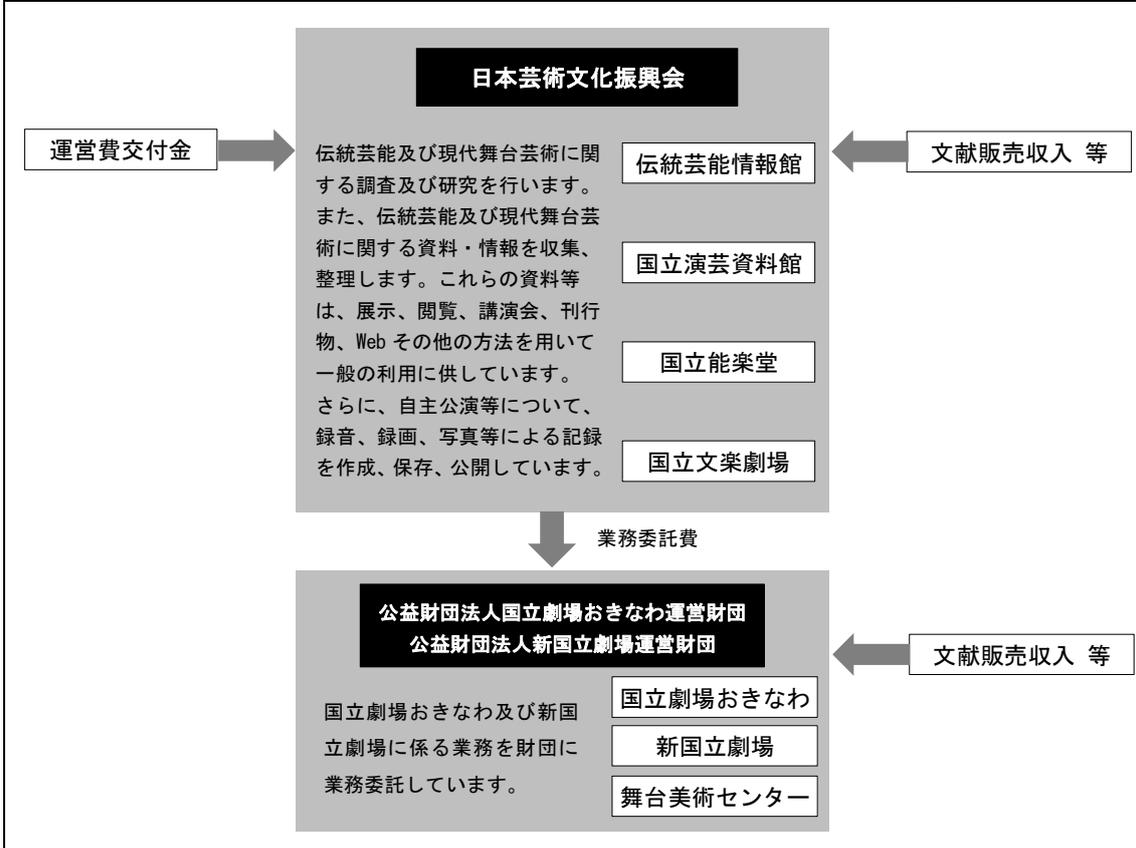
4 日本博の運営・実施 公演事業



5 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修 養成研修事業



6 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用 調査研究事業



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

(単位：百万円)

項目	評価※	行政コスト
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 文化芸術活動に対する援助	B	28,044
2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	B	15,406
〈1〉 伝統芸能分野	B	
〈2〉 現代舞台芸術分野	B	
〈3〉 日本博の運営・実施	A	
3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	B	737
(1) 伝統芸能の伝承者の養成	B	
(2) 現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	B	
4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	A	684
〈1〉 伝統芸能分野	A	
〈2〉 現代舞台芸術分野	B	
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	-
III 予算、収支計画及び資金計画	B	-
IV その他業務運営に関する重要事項	B	-

詳細につきましては、業務実績報告書等をご覧ください。

※評価の説明

- ・「B」を標準とする。
- ・各評価項目の業務実績と評価区分の関係は以下のとおりとする。
 - S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
 - A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
 - B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
 - C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
 - D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
評価※	B	B	-	-	-

※評価の説明

- S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られて

いと認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差額理由
収 入			
運営費交付金	11,503	11,503	
雑収入	78	33	その他雑益等の減
文化芸術振興費補助金	7,497	6,580	R2 年度事業の翌年度繰越
施設整備費補助金	421	237	R2 年度事業の翌年度繰越
文化資源活用事業費補助金	600	650	
活動継続・技能向上等支援事業費補助金	47,537	30,130	R2 年度事業の翌年度繰越
コンテンツ・グローバル需要創出促進事業費補助金	—	379	コンテンツ・グローバル需要創出促進事業による増
基金運用収入	1,123	1,123	
寄附金収入	200	155	寄附金の収益化額の減
その他の助成事業収入	12	20	前年度事業の精算金等による増
公演事業収入	3,022	1,192	劇場入場料収入・劇場使用料収入等の減
公演受託事業収入	2,840	2,661	
計	74,833	54,663	
支 出			
一般管理費	1,516	1,431	
事業費	10,065	9,721	
文化芸術振興費	7,497	5,301	助成費等の減
施設整備費	421	237	R2 年度事業の翌年度繰越
文化資源活用事業費	600	542	
活動継続・技能向上等支援事業費	47,537	29,940	R2 年度事業の翌年度繰越
コンテンツ・グローバル需要創出促進事業費	—	379	コンテンツ・グローバル需要創出促進事業による増
基金助成事業費	1,335	1,098	助成費等の減
公演事業費	3,022	1,713	公演費等の減
公演受託事業費	2,840	2,441	日本博受託事業費の減
計	74,833	52,803	

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

12. 財務諸表、財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

令和 2 事業年度の財務諸表について、財政状態は貸借対照表、運営状況は行政コスト計算書及び損益計算書、財政状態及び運営状況の関係を表すものとして純資産変動計算書を作成しています。

財政状態及び運営状況については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部の公演を中止又は内容・実施時期を変更するなどにより、損益に影響が生じています。今後とも、新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに基づき感染症対策を講じ、様々な工夫をして劇場運営等に取り組んでまいります。

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	35,265	流動負債	28,154
現金・預金	20,129	運営費交付金債務	84
その他流動資産	15,136	未払金	14,690
固定資産	224,085	その他流動負債	13,381
有形固定資産	145,412	固定負債	6,417
無形固定資産	201	資産見返負債	2,429
投資その他の資産	78,472	引当金	
		退職給付引当金	3,194
		その他固定負債	795
		負債合計	34,571
		純資産の部	金額
		資本金	246,713
		政府出資金	246,713
		資本剰余金	△ 22,230
		資本剰余金	16,448
		その他行政コスト累計額	△ 54,505
		民間出えん金	15,827
		利益剰余金	296
		純資産合計	224,779
資産合計	259,351	負債・純資産合計	259,351

《財政状態》

- ・ 資 産：令和2年度末の資産合計は2,593億51百万円で、前年度より150億23百万円増となっています。これは前年度より現金及び預金が97億59百万円増、その他流動資産が110億18百万円増、有形固定資産が24億57百万円減、投資その他の資産が31億82百万円減となったことが主な要因です。
- ・ 負 債：令和2年度末の負債合計は345億71百万円で、前年度より163億94百万円増となっています。これは、前年度より未払金が65億12百万円増、その他流動負債が105億90百万円増となったことが主な要因です。
- ・ 利益剰余金：令和2年度末の利益剰余金合計は2億96百万円で、前年度末より67百万円増となっています。これは当期総利益が67百万円発生したことが要因です。
- ・ 純資産：令和2年度末の純資産合計は2,247億79百万円で、前年度より13億71百万円減となっています。これは、前年度より資本剰余金が14億38百万円減、利益剰余金が67百万円増となったことが要因です。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

事項	金額
I 損益計算書上の費用	43,881
経常費用	43,695
臨時損失	186
II その他行政コスト	2,255
III 行政コスト	46,135

《運営状況》

令和2年度の行政コストは、461億35百万円であり、前年度より176億43百万円増となっています。損益計算書上の費用が436億95百万円、その他行政コストが22億55百万円です。その他行政コストは、主に減価償却相当額22億55百万円です。

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

事項	金額
経常費用 (A)	43,695
業務費用	42,440
人件費	2,341
減価償却費	828
その他	39,271
一般管理費	1,243
人件費	794
減価償却費	81
その他	367
財務費用	8
その他	5
経常収益 (B)	43,907
運営費交付金収益等	11,802
自己収入等	4,400
補助金等収益	27,609
その他	96
臨時損益 (C)	△ 145
その他調整額 (D)	△ 0
当期総利益 (B-A+C+D)	67

《運営状況》

- ・ 経常費用：令和2年度の経常費用は436億95百万円で、前年度より212億70百万円増となっています。これは、新たに文化芸術活動の継続支援助成費183億50百万円を計上したこと、これに関連して基金助成事業費の業務委託費が30億75百万円増となったことが主な要因です。
- ・ 経常収益：令和2年度の経常収益は439億7百万円で、前年度より217億57百万円増となっています。これは、前年度より運営費交付金収益等が12億97百万円増、補助金等収益が208億94百万円増となったことが主な要因です。
- ・ 当期総利益：令和2年度当期総利益は67百万円となりました(前年度は総損失2億75百万円でした)。

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

事項	資本金合計	資本剰余金合計	利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	純資産合計
当期首残高	246,713	△ 20,791	228	226,150
当期変動額	—	△ 1,438	67	△1,371
その他行政コスト	—	△ 2,255	—	△ 2,255
当期純利益	—	—	67	67
その他	—	816	—	816
当期末残高	246,713	△ 22,230	296	224,779

《財政状態と運営状況との関係》

令和2年度末の純資産残高は、2,247億79百万円であり、前年度より13億71百万円減となっています。これは、その他行政コスト（減価償却ほか）22億55百万円減、その他（民間出えん金ほか）8億16百万円増となったことが主な要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

事項	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	8,904
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	486
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	369
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	9,759
V 資金期首残高 (E)	10,270
VI 資金期末残高 (F=E+D)	20,029

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

事項	金額
資金期末残高	20,029
定期預金	△ 100
現金及び預金	20,129

《キャッシュ・フローの状況》

- ・業務活動によるキャッシュ・フロー：令和2年度の業務活動によるキャッシュ・フローは89億4百万円で、前年度より71億35百万円収入増となっています。これは、事業活動に伴う支出が300億87百万円増となった一方で、運営費交付金収入が10億53百万円増、補助金等収入が365億38百万円増、受託事業収入が11億13百万円増となったことが主な要因です。
- ・投資活動によるキャッシュ・フロー：令和2年度の投資活動によるキャッシュ・フローは4億86百万円で、前年度より10億11百万円収入増となっています。これは、主に有形固定資産の取得による支出が5億90百万円増となった一方で、投資有価証券の償還による収入が10億円増、施設費による収入が6億1百万円増となったことが主な要因です。
- ・財務活動によるキャッシュ・フロー：令和2年度の財務活動によるキャッシュ・フローは3億69百万円となり、リース債務の返済による支出が前年度より5百万円減となっています。
- ・令和2年度における資金増加額は97億59百万円となり、期末残高は200億29百万円となりました。

13. 内部統制の運用に関する情報

内部統制の運用に関する状況は以下のとおりです。

① 内部統制システムの充実

(a) 役員会の開催

業務の適正かつ円滑な執行を図るため、理事長、理事で構成する役員会を基本的に月2回（8月を除く。）開催しました。なお、役員会には、監事、部長も同席します。

(b) 情報の伝達

管理運営に関する円滑な実務の執行を図るため、部長及び副部長で構成する部長会を月1回（4月及び8月を除く。）開催しました。また、メールなど、振興会の情報システムの諸機能を活用した迅速な報告、情報の共有、伝達に努めました。

(c) 内部統制委員会の定期開催

理事長、理事及び内部統制推進総括責任者（総務企画部長）で構成する内部統制委員会を定期（毎四半期）に開催し、内部統制システムの整備状況、業務の効率化に係る取組等について審議しました。

② 監査

(a) 監事監査

監事は、会計経理の適正を期するとともに、業務の合理的かつ効率的な運営を図ることを目的とした監査を行い、監査報告を理事長及び文部科学大臣に提出しました。なお、監査の結果、改善が必要と認めるときは、理事長又は文部科学大臣に意見を提出すること、また、理事長に対して監査報告に関する措置状況について報告を求めることができます。

(b) 内部監査

理事長は、監査員に命じ、業務運営の実情を調査し、その効率的な執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的とした内部監査を行いました。

詳細につきましては、業務実績報告書又は業務方法書をご覧ください。

14. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和41年6月27日	国立劇場法公布
昭和41年7月1日	特殊法人国立劇場設立
昭和41年11月1日	国立劇場（本館大小劇場）開場（東京都千代田区隼町）
昭和54年3月22日	国立演芸資料館（国立演芸場）開場（東京都千代田区隼町）
昭和58年9月15日	国立能楽堂開場（東京都渋谷区千駄ヶ谷）
昭和59年3月20日	国立文楽劇場開場（大阪府大阪市中央区日本橋）
平成2年3月30日	芸術文化振興基金設置、特殊法人日本芸術文化振興会に名称変更
平成9年10月10日	新国立劇場開場（東京都渋谷区本町）
平成9年11月1日	舞台美術センター資料館開館（千葉県銚子市豊里台）
平成14年12月13日	独立行政法人日本芸術文化振興会法公布
平成15年3月19日	伝統芸能情報館開館（東京都千代田区隼町）
平成15年10月1日	独立行政法人に移行
平成16年1月18日	国立劇場おきなわ開場（沖縄県浦添市勢理客）
平成31年4月1日	日本博事務局設置

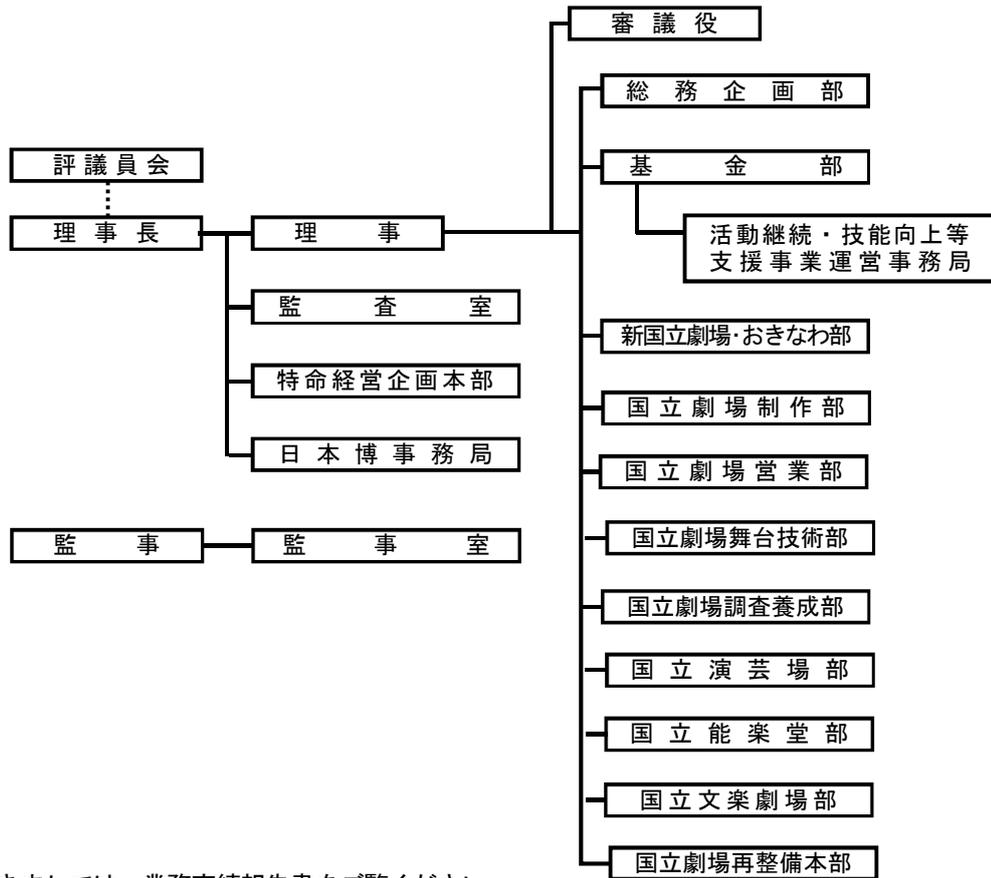
(2) 設立に係る根拠法

- ・独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成14年12月13日法律第163号）

(3) 主務大臣

文部科学大臣（文部科学省文化庁企画調整課）

(4) 組織図（令和3年3月31日現在）



詳細につきましては、業務実績報告書をご覧ください。

(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

- ・独立行政法人日本芸術文化振興会・国立劇場（本館大小劇場）・国立演芸資料館（国立演芸場）・伝統芸能情報館・芸術文化振興基金：〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号
- ・国立能楽堂：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号
- ・国立文楽劇場：〒542-0073 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号
- ・国立劇場おきなわ：〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号
- ・新国立劇場：〒151-0071 東京都渋谷区本町1丁目1番1号
- ・舞台美術センター資料館：〒288-0874 千葉県銚子市豊里台1丁目1044番地

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

- ・公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（組踊等沖縄伝統芸能に関する委託）
- ・公益財団法人新国立劇場運営財団（現代舞台芸術に関する委託）
- ・公益財団法人文楽協会（文楽等公演に関する出演依頼）

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	第3期中期目標期間		第4期中期目標期間		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	(第14期)	(第15期)	(第16期)	(第17期)	(第18期)
経常費用	18,512	18,165	20,676	22,425	43,695
経常収益	18,636	18,169	20,609	22,150	43,907
当期総利益(△当期総損失)	138	151	△67	△275	67
資産	239,769	237,865	238,345	244,327	259,351
負債	8,595	7,914	10,753	18,177	34,571
利益剰余金	1,358	1,301	504	228	296
業務活動によるキャッシュ・フロー	372	112	1,843	1,769	8,904
投資活動によるキャッシュ・フロー	△98	△867	△569	△525	486
財務活動によるキャッシュ・フロー	331	553	405	364	369
資金期末残高	7,183	6,983	8,661	10,270	20,029

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区 分	予算額
収 入	
運営費交付金	10,640
雑収入	57
文化芸術振興費補助金	6,689
施設整備費補助金	—
コンテンツ・ローバル需要創出促進事業費補助金	46
基金運用収入	1,010
寄附金収入	200
その他の助成事業収入	13
公演事業収入	2,392
公演受託事業収入	2,156
計	23,204
支 出	
一般管理費	1,434
事業費	9,263
文化芸術振興費	6,689
施設整備費	—
コンテンツ・ローバル需要創出促進事業費	46
基金助成事業費	1,223
公演事業費	2,392
公演受託事業費	2,156
計	23,204

② 収支計画

(単位：百万円)

区 分	計画額
費用の部	
国立劇場公演等事業費	9,752
新国立劇場公演等事業費	4,177
基金助成事業費	8,240
一般管理費	1,250
財務費用	11
計	23,429
収益の部	
運営費交付金収益	9,633
事業収入	3,298
受託事業収入	2,156
財産利用収入	48
資産見返負債戻入	753
賞与引当金見返に係る収益	253
退職給付引当金見返に係る収益	227
文化芸術振興費補助金収益	6,689
コンテンツ・ローバル需要創出促進事業費補助金収益	46
寄附金収益	200
財務収益	97
雑益	29
計	23,429
純利益	—
積立金取崩額	—
総利益	—

※四捨五入により単位未満を処理しているため、合計が一致しない場合があります。

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	計画額
資金支出	40,574
業務活動による支出	28,593
投資活動による支出	1,470
財務活動による支出	241
翌年度への繰越金	10,270
資金収入	40,574
業務活動による収入	28,704
運営費交付金による収入	10,640
補助金による収入	6,735
公演事業による収入	2,392
公演受託事業による収入	2,156
養成事業による収入	28
基金運用による収入	1,010
その他の収入	5,742
投資活動による収入	1,000
施設整備費補助金による収入	—
その他の収入	1,000
財務活動による収入	600
民間出えん金の受入による収入	600
前年度よりの繰越金	10,270

※四捨五入により単位未満を処理しているため、合計が一致しない場合があります。

詳細につきましては、令和3年度計画をご覧ください。

15. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金・預金：現金、預金（一年以内に期限が到来するもの）

その他流動資産：未収金、引当金見返、仮払金など

有形固定資産：土地、建物、構築物、機械装置、工具器具備品など長期に亘って使用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権など長期に亘って使用する無形の固定資産

投資その他の資産：満期保有目的で保有する有価証券（一年以内に満期の到来しないもの）、敷金・保証金など

運営費交付金債務：運営費交付金債務のうち、未実施の部分に該当する債務残高

未払金：一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

その他流動負債：預り金、預り補助金等、引当金など

資産見返負債：運営費交付金又は補助金若しくは寄附金により償却資産を取得した場合に計上される負債

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の会計上の財産的基礎となるもの

資本剰余金：国からの施設費や寄附金などにより取得した固定資産で、独立行政法人の会計上の財産的基礎となるもの

その他行政コスト累計額：政府出資財源の固定資産の減価償却相当額などの累計額

民間出えん金 : 芸術文化振興基金を造成する目的で民間から出えんされた資金
利益剰余金 : 独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用 : 損益計算書における経常費用、臨時損失、法人税等
その他行政コスト : 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト : 独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務費用 : 独立行政法人の業務に要した費用
一般管理費 : 独立行政法人の管理に要した費用
人件費 : 給与、賞与、法定福利費等、職員等に要する経費
減価償却費 : 固定資産の取得原価を耐用年数にわたって費用として配分する経費
財務費用 : リースの利息支払
運営費交付金収益等 : 国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
自己収入等 : 劇場入場料、劇場使用料、基金運用収入、受託事業収入など
補助金等収益 : 国からの補助金のうち、当期の収益として認識したもの
臨時損益 : 固定資産の除却損、貸倒引当金戻入益等が該当

④ 純資産変動計算書

当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー : 通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のための投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー : リース契約に係る債務の返済による支出、民間出えん金の受入による収入などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

- ・独立行政法人日本芸術文化振興会業務方法書
- ・中期目標
- ・中期計画
- ・年度計画
- ・業務実績報告書
- ・財務諸表
- ・決算報告書
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会 概要
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会 要覧
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会 ホームページ